

定 款

社会福祉法人のぞみ福祉会

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(ロ) 相談支援事業の経営

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人のぞみ福祉会という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を福岡県直方市大字永満寺字上ノ原 2978 番地の 2 に置く。

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員の報酬については、これを支給しない。

- 2 評議員が、その職務のため、評議員会等に出席した時は、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

第 3 章 評議員会

(構成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とすることができる。
 - 4 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事又は監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に

定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第 22 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 23 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 24 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 25 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 26 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 27 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 福岡県直方市大字永満寺 2978 番地 2、2978 番地 5、2985 番地、2979 番地所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺平家建「のぞみ園直方」の園舎 1 棟(515.93 平方メートル)、鉄骨造スレートぶき平家建「グリーンハウス」1 棟(118.41 平方メートル)、福岡県直方市大字永満寺 2976 番地、2974 番地 3 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建「グループホームのぞみ 1 号館」1 棟(163.53 平方メートル)、木造合金メッキ鋼板ぶき平家建「グループホームのぞみ 2・3 号館」1 棟(298.12 平方メートル)

(2) 福岡県直方市大字永満寺 2978 番地 2 所在の「のぞみ園直方」敷地(1,222.13 平方メートル)

(3) 福岡県直方市大字永満寺 2978 番地 5 所在の「のぞみ園直方」敷地(69.48 平方メートル)

- (4) 福岡県直方市大字永満寺 2979 番地所在の「のぞみ園直方」敷地 (376.00 平方メートル)
- (5) 福岡県直方市大字永満寺 2985 番地所在の「のぞみ園直方」敷地 (370.00 平方メートル)
- (6) 福岡県直方市大字永満寺 2978 番地 6 所在の「のぞみ園直方」敷地 (105.00 平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 29 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、直方市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、直方市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 30 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 31 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、法人の事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 32 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を法人の事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を法人の事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 33 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 34 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 35 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 7 章 解散

(解散)

第 36 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 37 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 8 章 定款の変更

(定款の変更)

第 38 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、直方市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を直方市長に届け出なければならない。

第 9 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 39 条 この法人の公告は、社会福祉法人のぞみ福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 40 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	赤	星	月	人
理 事	坂	口	勝	彌
	〃	舌	間	信 夫
	〃	赤	星	登志子
	〃	大	森	考 人
	〃	中	岡	聡 幸
監 事	大	野	孝	子
	〃	進		秀 美

附 則

この定款は、平成２９年４月１日から施行する。

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人のぞみ福祉会(以下「法人」という。)の定款第 21 条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬等を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1の通り旅費交通費を支給する。ただし、交通費の実費が別表1の旅費交通費額を超える場合には、＜旅費規程＞に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、別表2に定める額とする。

- 2 常勤役員等が職務のため出張したときは、別に定める＜旅費規程＞に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月 25 日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第4条に準じた日とする。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

別表1 非常勤役員等の費用弁償額(旅費交通費として)

日額 5,000円

別表2 常勤役員等の報酬

- ・理事長 年間報酬額 5百万円を上限とする。
- ・常務理事 年間報酬額 5百万円を上限とする。

社会福祉法人のぞみ福祉会

平成28年度 事業実績報告書

【生活介護事業】（定員 生活介護Ⅰ 20名 生活介護Ⅱ 20名）

生活介護事業では、陶芸班、軽作業班（布巾製品・箸の袋詰め等）、カリブ（重心）の3班に分かれ、利用者の個々に合わせたメニューの作業や活動を提供しました。利用者が落ち着いて過ごせる環境作りを最優先とし、情緒の安定に努めました。また、それぞれのペースに合わせて作業や活動に取り組みながら、技術の向上や体力の維持を図りました。

作業…陶芸作品、布巾やヘアゴム等の自主製品、箸の袋詰め作業（委託）

活動…利用者の個々に合わせたメニューのレクリエーションや、園外散歩等

行事…バスハイク（能古島アイランドパーク）、3施設合同運動会、季節の行事（花見、七夕、紅葉狩り、クリスマス会、節分等）、そば打ち体験等

販売…遠賀川わくわく夢フェスタ、イオンモール直方での合同販売会への年1回の参加

農産物直売所アグリ、福地山麓花公園、西尾郵便局、水町クリニックでの常設販売

【短期入所事業】（定員 4名 単独型短期入所）

当園の利用者や他事業所の利用者、特別支援学校在校生を受け入れました。定期利用をされる方も増えており、安定した運営を行なえました。

【日中一時支援事業】（定員 3名 直方市、北九州市、福智町、糸田町より委託）

日中一時支援事業では、生活介護事業と同様に利用者本人に合わせたメニューの作業や活動を提供しました。今年度は、卒業後のグループホーム入居希望者等が、新規に多く利用されました。

【共同生活援助事業】（定員 18名 男性棟 6名×2棟 女性棟 6名）

平成28年度3月に着工し、7月に建物が完成しました。8月にはのぞみ園直方保護者を始め、施設関係者や他事業所の保護者に対して内覧会を行なっています。

9月1日より入居者4名でスタートし、徐々に入居者が増え、年度末には計8名（男性6名、女性2名）が入居されています。入居者にとって落ち着いて過ごすことのできる生活空間を提供し、身辺自立への支援も行いました。

平成28年度 のぞみ福祉会各事業実績

1. 事業の概要

障害福祉サービス事業として、生活介護事業(定員:40 名)、グループホーム事業(定員18名)、短期入所事業(定員:4名)、市町村委託事業として、日中一時支援(定員:3名)、また、計画相談支援、障害児相談支援を実施した。

2. 各事業利用実績

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	備考
生活介護1(定員20名)					
実利用者数	22名	21名	21名	23名	
延べ利用者数	4,078名	3,982名	3,790名	4,250名	
一日当たり利用者数	16.9名	16.5名	15.9名	17.7名	
定員充足率	84.6%	82.3%	79.3%	88.5%	
生活介護2(定員20名)					
実利用者数	12名	10名	11名	11名	
延べ利用者数	1,832名	1,936名	1,545名	1,540名	
一日当たり利用者数	7.6名	8名	6.5名	6.4名	
定員充足率	38.0%	40.0%	32.0%	32%	
短期入所(定員4名)					
実利用者数	27名	30名	30名	30名	
延べ利用者数	283名	504名	548名	651名	
一日当たり利用者数	1.2名	2.1名	2.3名	2.7名	
日中一時(定員3名)					
実利用者数	5名	6名	5名	7名	
延べ利用者数	47名	44名	33名	78名	
一日当たり利用者数	0.2名	0.2名	0.1名	0.3名	
年間稼働日	241日	242日	239日	241日	
計画相談支援					
実利用者数	1名	37名	75名	88名	
延べ利用件数	4件	43件	126件	142件	
障害児相談支援					
実利用者数	0名	8名	14名	14名	
延べ利用件数	0件	8件	24件	25件	
グループホーム					
実利用者数				9名	
延べ利用者数				1,007名	

平成28年度 社会福祉法人のぞみ福祉会行事等実績報告

年 月	行 事	安全衛生	健康管理	生活余暇	研 修・出 張	その他
H28 4	4/4～5/2 保護者面談 14 誕生会	6 消防設備点検 22 大掃除	1 3B 体操 11 嘱託医検診 15 3B 体操 19 健康診断	5 クラブ活動 19 クラブ活動		5 八幡特別保護者見学(堀田) 22 職員会議
5	12 誕生会 20 バスハイク (能古島アイランドパーク)	3 浄化槽清掃 27 大掃除	6 3B 体操 9 嘱託医検診	10 クラブ活動 24 クラブ活動	11 福岡県知的障害者施設協議会 総会(園長)	2直方特別支援保護者見学(長田) 27 職員会議
6	9 誕生会	24 大掃除	3 3B 体操 13 嘱託医検診 17 3B 体操	7 クラブ活動 21 クラブ活動	3社会福祉経営セミナー(園長) 13 福岡県集団指導	6～17 直方特別支援・実習(長田) 6～10 直方特別支援・実習(向井) 17～24 八幡西特別・実習(山野) (岡田)(竹崎)(早坂) 24 職員会議
7	7 七夕行事 21 誕生会	14 防災訓練 22 大掃除	1 3B 体操 12 嘱託医検診 15 3B 体操	5 クラブ活動 19 クラブ活動		11～15 介護等体験(中村) 12 直方特別支援保護者見学(沢向) 22 桑の実工房所長見学 22 職員会議 29 八幡特別支援先生見学(1名)
8	18 誕生会	10 大掃除 16 救命講習	5 3B 体操 8 嘱託医検診 19 3B 体操	9 クラブ活動 23 クラブ活動	31、9/1 相談支援初任者研修(中岡)	1～5 介護等体験(古野) 8小池見学、先生(4名)保護者(3名) 22～26 グループホーム内覧会 26 職員会議 (30名) 29～9/2 介護等体験(赤崎)
9	1 グループホームのぞみ オープン(定員 18 名) 15 誕生会	10 ワックス掛け 23 大掃除	2 3B 体操 12 嘱託医検診 16 3B 体操	6 クラブ活動 20 クラブ活動	28 グループホーム説明会(黒崎コム シティ 桑の実工房保護者)	5～9 介護等体験(水流) 23 職員会議 22 グループホーム見学(3名)
10	20 誕生会 28 三施設合同運動会	17 消防設備点検 18 夜間防災訓練 27 大掃除	7 3B 体操 18 嘱託医検診 21 3B 体操	11 クラブ活動 25 クラブ活動	14 防犯対策研修会(園長) 25 防犯対策に係る施設整備説明会 (園長)	3～7 介護等体験(下元) 14 職員会議 17～27 直方特別・実習(吉野) 17～27 小池特別・実習(竹川) 22 筑豊地区福祉職場説明会(中岡) 30 遠賀川わくわく夢フェスタ
11	17 誕生会 7～28 保護者面談 24 紅葉狩り	25 大掃除	4 3B 体操 14 嘱託医検診 18 3B 体操	8クラブ活動 22 クラブ活動	18、19 全国生産活動就労支援部会 研修会(園長) 30、12/5、6 相談支援専門員現任 研修(園田) 30 法人制度改革セミナー(中岡)	7～11 介護等体験(宮崎) 9小池特別保護者見学(2名) 14～25 八幡西特別・実習(守永) (鈴木)(早坂)(中西)(山野) 21 グループホーム見学(2名) 22 グループホーム見学(2名) 25 職員会議 28～12/2 介護等体験(田中)
12	15 誕生会 10 もちつき 22 忘年会 28 仕事納め	28 大掃除	2 3B 体操 12 嘱託医検診 16 3B 体操	6 クラブ活動 20 クラブ活動	7 障害者週間啓発活動(園長) 8安全運転管理者研修(園長) 14 相談支援専門員初任者研修 (中岡)	7グループホーム見学(2名) 23 グループホーム見学(2名)
H29 1	4 仕事始め 新年行事(初詣)	27 大掃除	6 3B 体操 16 嘱託医検診 20 3B 体操	10 クラブ活動 24 クラブ活動	19、20 サービス管理者責任者研修 (生活介護)(中岡)	23 グループホーム見学(4名) 27 職員会議
2	2 節分行事 16 誕生会	24 大掃除	3 3B 体操 13 嘱託医検診 17 3B 体操	7 クラブ活動 21 クラブ活動	9防犯カメラ補助金説明会(園長) 21、22サービス管理者責任者研修 (共同生活援助)(中岡)	20～24 介護等体験(笹栗) 27 職員会議
3	10 そば打ち体験 16 誕生会 28 保護者意見交換会 29 花見	22 防災訓練 24 大掃除	3 3B 体操 13 嘱託医検診 17 3B 体操	7 クラブ活動 21 クラブ活動	9社会福祉法人監事研修会(中岡)	24 職員会議

財 産 目 録

平成 29年 3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部	—	—	—	—	—	—
1 流動資産	—	—	—	—	—	—
現金預金	—	—	—	—	—	—
現金	—	—	—	—	—	52,011
施設普通預金	西日本シティ銀行	—	—	—	—	6,037,219
授産普通預金	西日本シティ銀行	—	—	—	—	197,293
	—	—	小計	—	—	6,286,523
有価証券	—	—	—	—	—	0
事業未収金	—	—	—	—	—	15,765,595
未収金	—	—	—	—	—	0
未収補助金	—	—	—	—	—	0
未収収益	—	—	—	—	—	0
受取手形	—	—	—	—	—	0
貯蔵品	—	—	—	—	—	0
医薬品	—	—	—	—	—	0
診療・療養費等材料	—	—	—	—	—	0
給食用材料	—	—	—	—	—	0
商品・製品	—	—	—	—	—	0
仕掛品	—	—	—	—	—	0
原材料	—	—	—	—	—	0
立替金	—	—	—	—	—	0
前払金	—	—	—	—	—	0
前払費用	—	—	—	—	—	0
1年以内回収予定長期貸付金	—	—	—	—	—	0
1年以内回収予定事業区分間長期貸付金	—	—	—	—	—	0
1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金	—	—	—	—	—	0
短期貸付金	—	—	—	—	—	5,000,000
仮払金	—	—	—	—	—	0
その他の流動資産	—	—	—	—	—	0
徴収不能引当金	—	—	—	—	—	0
	—	—	流動資産合計	—	—	27,052,118
2 固定資産	—	—	—	—	—	—
(1)基本財産	—	—	—	—	—	—
土地(基本財産)	永満寺2978番地2 1222. 13㎡	—	のぞみ園直方敷地	0	0	12,465,726
	永満寺2978番地5 69. 48㎡	—	のぞみ園直方敷地	0	0	670,622
	永満寺2979、2985番地 746㎡	—	のぞみ園直方敷地	0	0	10,000,000
	永満寺2978番地6 105㎡	—	グループホームのぞみ敷地	0	0	460,341
	—	—	小計	—	—	23,596,689
建物(基本財産)	永満寺2978番地2	平成10年度	のぞみ園直方本館	69,522,395	31,271,177	38,251,218
	永満寺2978番地2	平成14年度	作業訓練棟	13,511,053	6,108,355	7,402,698
	永満寺2978番地2	平成20年度	生活訓練棟(グリーンハウス)	22,116,310	5,971,410	16,144,900
	永満寺2976番地	平成28年度	グループホームのぞみ 1号館	31,953,000	857,406	31,095,594
	永満寺2976番地	—	グループホームのぞみ 2・3号館	47,469,000	1,273,752	46,195,248
	—	—	小計	—	—	139,089,658
	—	—	基本財産合計	—	—	162,686,347
(2)その他の固定資産	—	—	—	—	—	—
土地	—	—	—	0	0	0
建物	永満寺2978番地2	平成10年度	電炉室	6,715,800	6,715,799	1
	永満寺2978番地2	平成10年度	浄化槽(本館)	598,500	475,963	122,537
	永満寺2978番地2	平成20年度	浄化槽(グリーンハウス)	943,000	568,629	374,371
	永満寺2976番地	平成28年度	浄化槽(グループホーム)	1,501,000	58,664	1,442,336
	—	—	小計	—	—	1,939,245
構築物	—	—	—	0	0	5,932,556
機械及び装置	—	—	—	0	0	0

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法人第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。

財 産 目 録

平成 29年 3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
車輦運搬具	トヨタ ハイエース	-	利用者送迎用	3,500,000	3,499,999	1
	トヨタ ヴォクシー	-	利用者送迎用	3,000,000	2,999,999	1
	トヨタ ハイエース	-	利用者送迎用	3,854,810	3,854,809	1
	トヨタ ヴォクシー	-	利用者送迎用	2,303,940	2,303,939	1
	トヨタ ヴォクシー	-	利用者送迎用	2,900,000	870,000	2,030,000
			小計			2,030,004
器具及び備品		-	事務、事業用器具等	16,109,894	13,369,108	2,740,786
建設仮勘定		-		0	0	0
有形リース資産		-		0	0	0
権利	電話回線 2回線	-		0	0	152,880
ソフトウェア	会計ソフト等	-		0	0	120,662
無形リース資産		-		0	0	0
投資有価証券		-		0	0	0
長期貸付金		-		0	0	0
長期預り金積立資産		-		0	0	0
人件費積立資産		-		0	0	0
修繕費積立資産		-		0	0	0
備品等購入積立資産		-		0	0	0
設備整備等積立資産		-		0	0	0
自動車リサイクル預託金		-		0	0	0
差入保証金		-		0	0	0
長期前払費用		-		0	0	0
その他の固定資産		-		0	0	0
			その他の固定資産合計			12,916,133
			固定資産合計			175,602,480
			資産合計			202,654,598
Ⅱ 負債の部						
1 流動負債						
短期運営資金借入金	グループホーム運転資金	-		-	-	5,000,000
事業未払金		-		-	-	1,763,881
その他の未払金		-		-	-	0
支払手形		-		-	-	0
役員等短期借入金		-		-	-	0
1年以内返済予定設備資金借入金	施設整備借入金	-		-	-	4,900,000
1年以内返済予定長期運営資金借入金		-		-	-	0
1年以内返済予定リース債務		-		-	-	0
1年以内返済予定役員等長期借入金		-		-	-	0
1年以内返済予定事業区分間借入金		-		-	-	0
1年以内返済予定拠点区分間借入金		-		-	-	0
1年以内支払予定長期未払金		-		-	-	0
未払費用		-		-	-	0
預り金		-		-	-	0
職員預り金	社会保険料等	-		-	-	504,035
前受金		-		-	-	0
前受収益		-		-	-	0
仮受金		-		-	-	0
賞与引当金		-		-	-	0
その他の流動負債		-		-	-	0
			流動負債合計			12,167,916
2 固定負債						
設備資金借入金	施設整備借入金	-		-	-	66,100,000
長期運営資金借入金		-		-	-	0
リース債務		-		-	-	0
役員等長期借入金		-		-	-	0

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法人第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輦運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輦番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。

(単位:円)

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法人第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。

法人単位貸借対照表

平成29年3月31日現在

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	27,052,118	23,123,478	3,928,640	流動負債	12,167,916	3,014,810	9,153,106
現金預金	6,286,523	7,216,064	-929,541	短期運営資金借入金	5,000,000		5,000,000
有価証券		5,000,000	-5,000,000	事業未払金	1,763,881	1,319,810	444,071
事業未収金	15,765,595	10,907,414	4,858,181	その他の未払金			0
未収金			0	支払手形			0
未収補助金			0	役員等短期借入金			0
未収収益			0	1年以内返済予定設備資金借入金	4,900,000	1,300,000	3,600,000
受取手形			0	1年以内返済予定長期運営資金借入金			0
貯蔵品			0	1年以内返済予定リース債務			0
医薬品			0	1年以内返済予定役員等長期借入金			0
診療・療養費等材料			0	1年以内支払予定長期未払金			0
給食用材料			0	未払費用			0
商品・製品			0	預り金			0
仕掛品			0	職員預り金	504,035	395,000	109,035
原材料			0	前受金			0
立替金			0	前受収益			0
前払金			0	仮受金			0
前払費用			0	賞与引当金			0
1年以内回収予定長期貸付金			0	その他の流動負債			0
短期貸付金	5,000,000		5,000,000				
仮払金			0				
その他の流動資産			0				
徴収不能引当金			0				
固定資産	175,602,480	120,212,347	55,390,133	固定負債	66,100,000	1,300,000	64,800,000
基本財産	162,686,347	87,852,115	74,834,232	設備資金借入金	66,100,000	1,300,000	64,800,000
土地	23,596,689	23,136,348	460,341	長期運営資金借入金			0
建物	139,089,658	64,715,767	74,373,891	リース債務			0
定期預金			0	役員等長期借入金			0
投資有価証券			0	退職給付引当金			0
その他の固定資産	12,916,133	32,360,232	-19,444,099	長期未払金			0
土地		460,341	-460,341	長期預り金			0
建物	1,939,245	595,401	1,343,844	その他の固定負債			0
構築物	5,932,556	6,232,436	-299,880	負債の部合計	78,267,916	4,314,810	73,953,106
機械及び装置			0				
車輜運搬具	2,030,004	2,610,004	-580,000	純資産の部			
器具及び備品	2,740,786	100,457	2,640,329	基本金	36,350,351	36,350,351	0
建設仮勘定		1,830,800	-1,830,800	国庫補助金等特別積立金	41,256,464	43,525,832	-2,269,368
有形リース資産			0	その他の積立金	0	20,000,000	-20,000,000
権利	152,880	152,880	0	人件費積立金		10,000,000	-10,000,000
ソフトウェア	120,662	377,913	-257,251	修繕費積立金		5,000,000	-5,000,000
人件費積立資産		10,000,000	-10,000,000	備品等購入積立資産		5,000,000	-5,000,000
修繕費積立資産		5,000,000	-5,000,000	次期繰越活動増減差額	46,779,867	39,144,832	7,635,035
備品等購入積立資産		5,000,000	-5,000,000	(うち当期活動増減差額)	-12,364,965	-1,346,919	-11,018,046
無形リース資産			0				
投資有価証券			0				
長期貸付金			0				
退職給付引当資産			0				
長期預り金積立資産			0				
〇〇積立資産			0				
差入保証金			0				
長期前払費用			0				
その他の固定資産			0				
資産の部合計	202,654,598	143,335,825	59,318,773	純資産の部合計	124,386,682	139,021,015	-14,634,333
				負債及び純資産の部合計	202,654,598	143,335,825	59,318,773

第一号第一様式（第十七条第四項関係）

資金収支計算書

（自）平成28年4月1日 （至）平成29年3月31日

（単位：円）

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	就労支援事業収入	1,040,000	884,307	155,693	
	障害福祉サービス等事業収入	82,460,000	79,056,006	3,403,994	
	借入金利息補助金収入		0	0	
	経常経費寄附金収入	80,000	80,000	0	
	受取利息配当金収入	23,000	16,170	6,830	
	その他の収入	663,000	985,864	-322,864	
	流動資産評価益等による資金増加額		0	0	
	事業活動収入計（1）	84,266,000	81,022,347	3,243,653	
	支出				
	人件費支出	64,115,200	63,547,849	567,351	
	事業費支出	8,730,000	9,008,910	-278,910	
	事務費支出	15,807,481	14,948,121	859,360	
	就労支援事業支出	1,020,000	949,982	70,018	
施設整備等による収支	授産事業支出		0	0	
	利用者負担軽減額		0	0	
	支払利息支出	464,217	609,559	-145,342	
	その他の支出		0	0	
	流動資産評価損等による資金減少額		0	0	
	事業活動支出計（2）	90,136,898	89,064,421	1,072,477	
	事業活動資金収支差額（3）=（1）-（2）	-5,870,898	-8,042,074	2,171,176	
	収入				
	施設整備等補助金収入		0	0	
	施設整備等寄附金収入		0	0	
	設備資金借入金収入	70,000,000	70,000,000	0	
	固定資産売却収入	85,025,800	4,819,800	80,206,000	
	その他の施設整備等による収入		0	0	
	施設整備等収入計（4）	155,025,800	74,819,800	80,206,000	
	支出				
	設備資金借入金元金償還支出	1,600,000	1,600,000	0	
	固定資産取得支出	169,588,000	86,802,192	82,785,808	
	固定資産除却・廃棄支出		0	0	
	ファイナンス・リース債務の返済支出		0	0	
	その他の施設整備等による支出		0	0	
	施設整備等支出計（5）	171,188,000	88,402,192	82,785,808	
	施設整備等資金収支差額（6）=（4）-（5）	-16,162,200	-13,582,392	-2,579,808	
その他の活動による収支	収入				
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入		0	0	
	長期運営資金借入金収入	5,000,000	0	5,000,000	
	長期貸付金回収収入		0	0	
	投資有価証券売却収入		0	0	
	積立資産取崩収入	20,000,000	20,000,000	0	
	その他の活動による収入	20,000,000	0	20,000,000	
	その他の活動収入計（7）	45,000,000	20,000,000	25,000,000	
	支出				
	長期運営資金借入金元金償還支出		0	0	
	長期貸付金支出	5,000,000	0	5,000,000	
	投資有価証券取得支出		0	0	
	積立資産支出		0	0	
	その他の活動による支出	20,000,000	0	20,000,000	
	その他の活動支出計（8）	25,000,000	0	25,000,000	
	その他の活動資金収支差額（9）=（7）-（8）	20,000,000	20,000,000	0	
予備費支出（10）				0	
当期資金収支差額合計（11）=（3）+（6）+（9）-（10）		-2,033,098	-1,624,466	-408,632	
前期末支払資金残高（12）		27,324,920	21,408,668	5,916,252	
当期末支払資金残高（11）+（12）		25,291,822	19,784,202	5,507,620	

第二号第一様式（第二十三条第四項関係）
事業活動計算書

（自）平成28年4月1日 （至）平成29年3月31日

（単位：円）

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	児童福祉事業収益	0		0
	就労支援事業収益	884,307	1,073,353	-189,046
	障害福祉サービス等事業収益	79,056,006	62,693,639	16,362,367
	生活保護事業収益	0		0
	医療事業収益	0		0
	〇〇事業収益	0		0
	〇〇収益	0		0
	経常経費寄附金収益	80,000	71,000	9,000
	その他の収益	0		0
	サービス活動収益計（１）	80,020,313	63,837,992	16,182,321
	人件費	63,547,849	50,312,565	13,235,284
	事業費	9,008,910	6,502,761	2,506,149
	事務費	14,948,121	7,802,014	7,146,107
	就労支援事業費用	949,982	1,012,456	-62,474
	授産事業費用	0		0
	〇〇費用	0		0
	利用者負担軽減額	0		0
サービス活動外増減の部	減価償却費	6,592,255	4,041,175	2,551,080
	国庫補助金等特別積立金取崩額	-2,269,368	-2,119,368	-150,000
	徴収不能額	0		0
	徴収不能引当金繰入	0		0
	その他の費用	0		0
	サービス活動費用計（２）	92,777,749	67,551,603	25,226,146
	サービス活動増減差額（３）＝（１）－（２）	-12,757,436	-3,713,611	-9,043,825
	借入金利息補助金収益	0		0
	受取利息配当金収益	16,170	109,818	-93,648
	有価証券評価益	0		0
	有価証券売却益	0		0
	投資有価証券評価益	0		0
	投資有価証券売却益	0		0
	その他のサービス活動外収益	985,864	766,575	219,289
	サービス活動外収益計（４）	1,002,034	876,393	125,641
	支払利息	609,559	89,700	519,859
	有価証券評価損	0		0
	有価証券売却損	0		0
	投資有価証券評価損	0		0
	投資有価証券売却損	0		0
	その他のサービス活動外費用	0		0
	サービス活動外費用計（５）	609,559	89,700	519,859
	サービス活動外増減差額（６）＝（４）－（５）	392,475	786,693	-394,218
経常増減差額（７）＝（３）＋（６）		-12,364,961	-2,926,918	-9,438,043
特別増減の部	施設整備等補助金収益	0	1,500,000	-1,500,000
	施設整備等寄附金収益	0		0
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益	0		0
	固定資産受贈額	0		0
	固定資産売却益	0	80,000	-80,000
	その他の特別収益	0		0
	特別収益計（８）	0	1,580,000	-1,580,000
	基本金組入額	0		0
	資産評価損	0		0
	固定資産売却損・処分損	4	1	3
	国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等）	0		0
	国庫補助金等特別積立金積立額	0		0
	災害損失	0		0
	その他の特別損失	0		0
	特別費用計（９）	4	1	3
	特別増減差額（１０）＝（８）－（９）	-4	1,579,999	-1,580,003
当期活動増減差額（１１）＝（７）＋（１０）		-12,364,965	-1,346,919	-11,018,046
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額（１２）	39,144,832	40,491,751	-1,346,919
	当期末繰越活動増減差額（１３）＝（１１）＋（１２）	26,779,867	39,144,832	-12,364,965
	基本金取崩額（１４）	0		0
	その他の積立金取崩額（１５）	20,000,000		20,000,000
	その他の積立金積立額（１６）	0		0
次期繰越活動増減差額（１７）＝（１３）＋（１４）＋（１５）－（１６）		46,779,867	39,144,832	7,635,035